

印鑑レス預金口座取引規定

改定前	改定後	備考
<p>(中略)</p> <p>第2条 (取引の制限)</p> <p>1. 印鑑レス預金口座を開設するには、当行ホームページ上の口座開設専用ページから預金口座を新規にお申込みください。既にある預金口座を印鑑レス預金口座に変更することはできません。</p> <p>2. 印鑑レス預金口座の開設を申し込みの場合、同時に東日本ダイレクトバンキングサービスの利用を申し込むものとします。また、キャッシュカードの発行を申し込むものとします。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>第2条 (取引の制限)</p> <p>1. 印鑑レス預金口座を開設するには、当行ホームページ上の口座開設専用ページから預金口座を新規にお申込みください。既にある預金口座を印鑑レス預金口座に変更することはできません。</p> <p>2. 印鑑レス預金口座の開設を申し込み場合、同時にキャッシュカードの発行を申し込むものとします。</p> <p>また、別途キャッシュカードの利用が可能になった場合には、すみやかに東日本ダイレクトバンキングサービスの利用を申し込むものとします。</p> <p>(中略)</p>	